７契第４３６号
令和７年10月１日

総務部長名

安曇野市週休２日工事実施要領

（主旨）

第１条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休２日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

（週休２日工事の種類）

第２条 週休２日工事の種類は、以下のとおりとする。

（１）週単位（土日）
対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所日とする工事
（週の定義は月曜日から日曜日までとする）

（２） 月単位
対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5％以上となる工事

（３） 通期
対象期間内において、現場閉所率が28.5％以上となる工事

（４） 完全週休２日
対象期間の全ての土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とする工事

（対象工事）

第３条 市が入札公告等を行う建築工事以外の工事は、週単位（土日）の週休２日工事を原則とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とすることも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断することとする。

（ア） 設計金額が２００万円未満の工事

（イ） 災害復旧等の緊急を要する工事

（ウ） 現場施工期間[注1)]が１週間未満の工事

（エ） 現場条件や施工時期に制約の多い工事

（オ） 週休２日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、市民生活等に支障をきたすと発注者が判断した工事

（カ） アからオに掲げるもののほか、発注者が週休２日工事に適さないと判断した工事

（用語の定義）

第４条 別記のとおりとする。

（受注者の取組）

第５条 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、毎週土日の現場閉所が達成できるよう取組むものとする。

２ 受注者は、施工計画書に現場閉所日を明示し、実施する。

３ 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。

４ 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員に協議し承諾を得る。

５ 受注者は、別紙の定めにより、週休２日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

（発注者の取組）

第６条 発注者は、週休２日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

２ 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。この場合において、補正額については長野県の週休２日工事実施要領に準じる。

３ 発注者は、特記仕様書等に週休２日工事の対象工事である旨及び週休２日工事の種類を記載する。

４ 発注者は、あらかじめ週休２日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書等に記載する。

５ 監督員は、受注者から第５条第２項の通知があった場合、これを受理する。

６ 監督員は、施工計画書[注2)]により現場閉所日を確認する。

８ 監督員は、第５条第５項の状況を確認する。

９ 監督員は、工事記録等により現場閉所の実施状況を確認する。

10 発注者は、第５条の規定に基づく週休２日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。この場合において、補正額については長野県の週休２日工事実施要領に準じる。

11 発注者は、受注者が週休２日を達成したことを認めた場合、工事等検査結果通知書により週休２日の達成を証明するものとする。

12 週休２日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。

（その他）

第７条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

（安曇野市施工者希望型週休２日工事実施）

２　安曇野市施工者希望型週休２日工事実施要領（平成31年４月１日付け30契第794号総務部長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

３　第１項の施行の日前に廃止前の安曇野市施工者希望型週休２日工事実施要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、令和７年７月１日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、令和７年10月１日以降に、起工起案を行う工事から適用する。

（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「07．10．01と表示される工事から適用する。」）

（経過措置）

２　第１項の施行の日前に廃止前の安曇野市施工者希望型週休２日工事実施要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

（別記）

１　対象工事とは、工事着手日から工事完成日[注３)]までの期間から控除期間[注4)]を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。

２　「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、１日を通していずれかの現場作業（現場事務所での事務作業含む。）も実施しない日のことをいう。

３　「現場閉所日」とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

４　「休工日」とは、１日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。

ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

（１）通行規制に伴う交通誘導

（２）現場の安全確認（防犯・防火等）のための見回り

５　「週休２日の達成」とは、第３条に規定される取組を実施し、週単位（土日）、月単位、通期又は完全週休２日のいずれかを達成した場合のことをいう。

注１）　直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間

注２）　建築工事の場合は総合施工計画書とする。

注３）　片付けを含む現場作業が完了する日とする。

注４）工事着手日から工事完了日までの、年末年始６日間（基本12 月29 日から1 月３日）、夏季休暇３日間（基本8 月13 日から15 日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

注５）　建築工事の場合、現場休息日を含む。

「現場休息日」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、１日を通していずれかの現場作業（現場事務所での事務作業含む。）も実施しない日のことをいう。

（別紙）

工事現場における週休２日の実施の明示について

１） 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

２） 明示内容

「週休２日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

３） 掲示板の大きさ

工事件名板（1.1m×1.4m）程度とする。

４） 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所でかつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

５） 掲示板に関する費用

積算基準に定めた取り扱いにより計上するものとする。

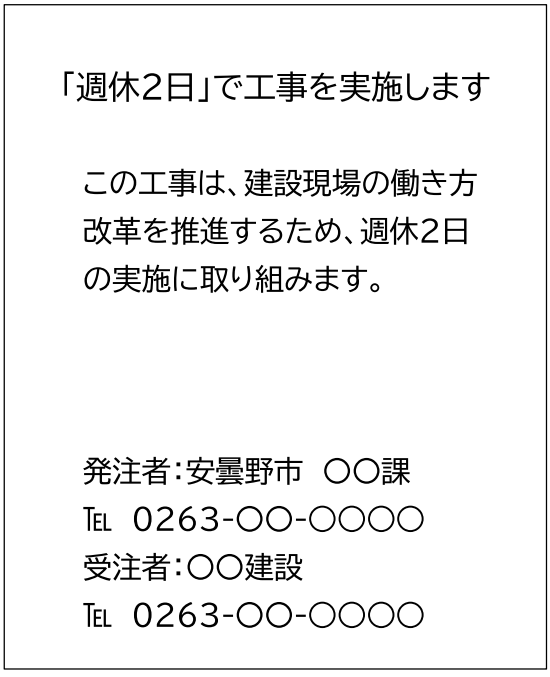

掲示板参考図